

会 議 の 経 過

1 開 会 午後3時

(小椋教育長) これより第4回倉吉市教育委員会定例会を開会する。

2 前回議事録承認

3 議事録署名委員の選出 福井委員

4 議 事

(1) 議案第13号 令和3年度倉吉市の教育方針と重点施策について

(資料に沿って教育総務課長説明)

教育長 何かご質問があればお願いします。

委 員 教育大綱の中の一番下にある「・郷土を愛し、自然を大切にし、伝統や文化を尊重する態度を養う」の「。」が消えていますので表示させてください。そして特別支援教育の充実の中で「MIM」という表記は一般的は分かりにくいので補記をお願いします。

委 員 ハイパーQUの活用とありますが、学校からハイパーQUの結果の通知がありますが保護者の中にはよく分かっていない方もいますので説明が必要ではないでしょうか。

教育長 保護者向けの通知を作り周知をしましょう。そして体育・スポーツの振興の中には「NS交流会」のNSとはニュースポーツの意味です。

その他の件はよろしいでしょうか。

(各委員意見なし)・・・承認

(2) 議案第14号 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

(資料に沿って、教育総務課長説明)

教育長 何かご質問があればお願いします。

(各委員意見なし)・・・承認

(3) 議案第15号 地域学校委員会委員の任命について

(資料に沿って、学校教育課長説明)

教育長 何かご質問があればお願いします。

委 員 できれば備考欄に委員の年数を表記していただくようお願いします。

委 員 各学校で定員は決まっていますか。

学校教育課長 決まっていません。学校の規模による人数ではないので多いところも少ないところもあります。

委 員 2点、質問があります。まず、学校によって地域学校委員会の構成人数が違うのはなぜでしょうか。2点目は、議員が特定の学校に関わりを持つことは何か条例とかに触れるということはないでしょうか。

学校教育課長 まず、構成人数です。学校長には5～6人程度と伝えていますが、学校、地域状況から委員人数を増やしている学校があります。また、議員が地域学校委員会の委員に

なるとのことですが、関係条例等を確認します。

教育長

この議案については、もう少し勉強することとし保留ということによろしいでしょうか。

(各委員意見なし)・・・承認

教育長

では、調整後、再度提案させていただきます。

(4) 議案第 16 号 倉吉市立小学校及び中学校管理規則の一部改正について

教育総務課長

議案第 20 号 押印の省略を図るための関係規則の整備等に関する規則に含まれますので、後でご説明します。

(5) 議案第 17 号 倉吉市立学校教職員の自家用車の公務使用に関する取扱規程の一部改正について

教育総務課長

議案第 21 号 押印の省略を図るための関係訓令の整備等に関する訓令に含まれますので、後でご説明します。

(6) 議案第 18 号 倉吉市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について

(資料に沿って、生涯学習課長説明)

教育長

何かご質問があればお願いします。

(各委員意見なし)・・・承認

(7) 議案第 19 号 倉吉市教育委員会公印規則の一部改正について

(資料に沿って、教育総務課長説明)

教育長

何かご質問があればお願いします。

委 員

何が変わったのでしょうか。

教育総務課総務係長

様式第 2 号公印貸出簿の返還確認欄の印が削除されました。そして教育委員会と教育委員会の補助機関、補助職員が用いる公印全てをこの規則で管理するという改正にもなっています。

教育長

他にはよろしいでしょうか。

(各委員意見なし)・・・承認

(8) 議案第 20 号 押印の省略を図るための関係規則の整備等に関する規則の制定について

(資料に沿って、教育総務課長説明)

教育長

何かご質問があればお願いします。

委 員

先程の説明でもあったとおり、申請に押印をしなくても良いということですね。

教育総務課長

はい。

委 員

印の削除はわかりました。書類の記載を間違ったときはどうするのですか。

教育総務課長

もう一度書いていただくか、見え消しで訂正の線を引き、その上から印を押す。または、修正液等で修正し正しいものを書き込む等があると思います。

委 員

先程、総務課長の説明の中で、修正液で消して書き込むというような発言がありましたが、それは認められないと思います。

はっきり訂正の線を引き、印を押して書き直すのではないのでしょうか。

教育総務課長

印の削除とは別の話ですので、確認し、改めて報告します

教育長

他にはよろしいでしょうか。

(各委員意見なし)・・・承認

(9) 議案第 21 号 押印の省略を図るための関係訓令の整備等に関する訓令の制定について

(資料に沿って、学校教育課長説明)

- 教育長 何かご質問があればお願いします。
- 委 員 様式を削除するには、学校に導入された給与・勤怠システムで対応できるという判断で良いですか。
- 学校教育課長 その通りです。
- 教育長 給与・勤怠システムとは C4 t h のことですか。
- 学校教育課長 その通りです。入力したものを印刷し、提出すればいいので学校の作業の手間が省けると思います。
- 委 員 53 ページの附則に、この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行となっていますが、令和 3 年ではないでしょうか。
- 学校教育課長 あとで確認します。
- この訓令は教育委員会の複数の規程を改正しまとめて整備するものです。ここでは小中学校教職員の服務に関する規程、県費教職員旧姓使用取扱規程、教職員の自家用車の公務使用に関する取扱規程の一部改正をします。ご指摘の箇所は今回の改正により附則の経過措置を削除し、施行期日の平成 18 年 4 月 1 日が残ったためにそのような表記になっています。
- 教育長 その他の件はよろしいでしょうか。
- (各委員意見なし)・・・承認

(10) 議案第 22 号 押印の省略を図るための教育委員会の補助職員が補助執行する規則の整備に関する規則の制定について

(資料に沿って、教育総務課長説明)

- 教育長 何かご質問があればお願いします。
- (各委員意見なし)・・・承認

5 協議事項

(1) 中学校区の変更について

(資料に沿って、学校教育課長説明)

- 教育長 何かご質問があればお願いします。
- 委 員 東中学校、西中学校の学年ごとの人数は分かりませんか。
- 学校教委課長 令和 5 年度以降の東、西中学校の学年ごとの人数については現在、資料を持ち合わせておりません。なお、参考に令和 5 年度の児童生徒数を表にまとめておりますが東中学校においては令和 5 年度の新 1 年生は 4 学級、西中学校の新 1 年生は 3 学級が想定されます。令和 5 年度以降、当面の間は、東中学校は 1 学年 3 ないし 4 学級、西中学校は 3 学級が維持できると想定しています。また、灘手小学校が成徳小学校あるいは明倫小学校と統合した場合はどちらの学校も 1 学級となります。
- 事務局長 本日、この案件について協議事項としておりますのは、どちらかの件についても管理規則の改正等の関連があり調整が必要だからです。いずれ議案として教育委員会にかけさせていただきますが、本日のところは、令和 5 年に明倫小学校が東中学校に進学

(2) 令和2年度伝建地区現状変更部会(第2回)

(3) 令和2年度伝建修理事業報告会

(4) 国登録有形文化財の新登録について

(資料に沿って、文化財課長説明)

委員 国分尼寺の芝生と石の埋め込みがありますが、苔が生えているようですが、簡単
に取れたので管理の方に言われて取られたらどうでしょうか。

文化財課長 わかりました。現地を確認して対応したいと思います。

○博物館

(1) 倉吉博物館講座⑦「創作文華展体験講座」事業報告について

(2) 倉吉博物館ガス系消火設備改修工事について

(3) 特別展「片岡鶴太郎展」

(資料に沿って、博物館長説明)

○図書館

(1) 第9回山上憶良短歌賞受賞決定について

(2) 県立公文書館・県立図書館連携3事業の実施について

(資料に沿って、図書館長説明)

○給食センター

(1) くらよし食育だより3月号

(2) 学校給食費収納状況について

(3) 空調機械整備について

(資料に沿って、給食センター所長説明)

教育長 何かご質問があればお願いします。

委員 学校給食費(滞納繰越分)の徴収については、児童手当からの充当に加える形で、就
学援助などのアナウンスもしっかりと行ってください。

給食センター所長 空調機械整備工事については、工事業者が決まり明日から春休み分の工事を行うこと
にしています。

教育長 7月の給食を止めない形で工事をするということですね。

給食センター所長 調理室などの室内工事については、春休みや夏休みを活用し、7月の給食を止めない
形で工事をするにしています。

7 その他

次期委員会について調整し、次のとおり決定

日時：令和3年4月23日(金)午後3時00分

場所：倉吉市役所 A会議室

午後4時55分終了

8 閉会